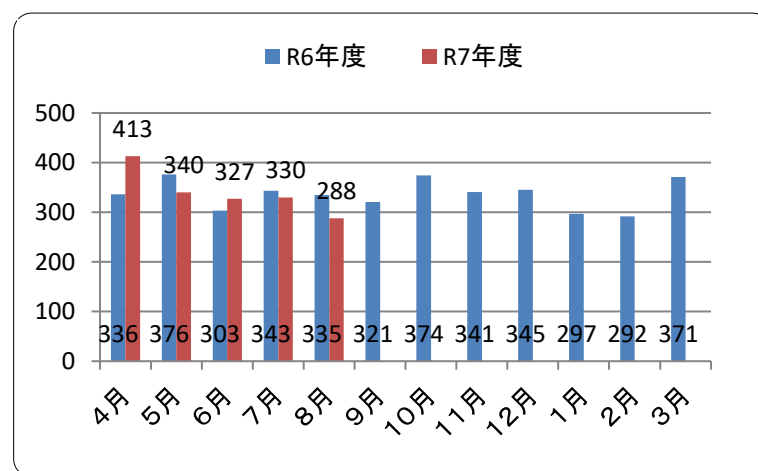


消費生活相談の概要

新潟市消費生活センター
令和 7年8月末現在

相談件数



	R6年度 (件数)	R7年度 (件数)	対前年比 (%)
4月	336	413	122.9
5月	376	340	90.4
6月	303	327	107.9
7月	343	330	96.2
8月	335	288	86.0
9月	321		-
上半期計	2,014	1,698	84.3
下半期計	2,020	0	-
合 計	4,034	1,698	42.1

令和7年度(8月) 商品・役務別相談件数 〈相談合計 288 件〉				
順位	商品・役務別	件 数 (件)	割 合 (%)	主な商品
1位	金融・保険サービス	31	10.8	消費者金融、カードローン、クレジットカード
2位	保健・福祉サービス	27	9.4	脱毛エステ、浄化槽、害虫駆除、医療サービス
3位	運輸・通信サービス	25	8.7	固定電話、スマートフォン、光回線
4位	他の役務	24	8.3	開錠サービス、アナログ戻しサービス、ネットの副業
5位	被服品	22	7.6	バッグ、ズボン、補正下着、アクセサリ

令和7年度(8月) 商品・役務別相談件数 〈契約者65歳以上合計 73 件〉				
順位	商品・役務別	件 数 (件)	割 合 (%)	主な商品
1位	運輸・通信サービス	11	15.1	光回線、スマートフォン、携帯電話料金
2位	商品一般	8	11.0	不審な電話・ショートメッセージ、生活用品
	食料品	8	11.0	米、強壮・目・減量等サプリメント、冷凍食品
4位	金融・保険サービス	6	8.2	クレジットカード、消費者金融、終身保険
5位	他の役務	5	6.8	不動産売却、アナログ戻しサービス、占い

〈相談の傾向〉

● 「何でも」買い取る? 「何でも」ではない場合も…

古いタンス、古本等何でも買い取るという買取業者のチラシを見て、電話で自宅に来てもらったが、用意した本等には見向きもせず、不要な貴金属（指輪や金歯等）は無いかなと言葉巧みに出させて、そのまま強引に買い取られてしまったという相談があります。

電話で来訪を要請する場合は、売りたいものを明確にして、業者側の買取基準もしっかりと確認する必要があります。また買取業者は、訪問先の許可が無いまま突然家を訪れることを法律で禁じられています。突然買取業者が来た場合は、はっきりと断り帰ってもらいましょう。

● SNS・・・知らない相手からのメッセージには注意しましょう！

投稿された写真や動画を視聴したり、自身でも情報を発信することができるSNSですが、突然知らない相手からフォローされ、メッセージのやり取りを続けたところ、投資を勧められたり、会いに行くので海外から送る荷物を受け取って欲しい等という話で金銭的被害に遭うケースが増えています。

憧れるような生活を映し出した画像が本物とは限りません。被害額が高額になってしまうケースもあるので、知らない相手からのメッセージには十分注意しましょう。

新潟市消費生活センター（相談専用） 025(211)2370